



トクちゃん新聞

11月号

12月第一週に事務所
移転します！

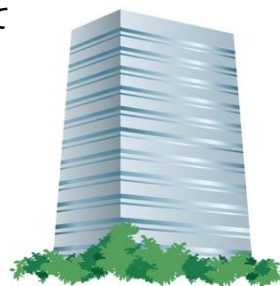


平成20年11月6日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



事務所移転します

9月中旬からいろいろと検討して来ましたが、ようやく、移転先を決めました。12月の第一週に移転する予定です。南森町駅から徒歩1分、堺筋に面したビルです。今回の移転は、将来にわたって安定して優秀な人材を確保するためというのが第一です。もちろん、お客様への訪問の利便性向上もあります。これを機に、今後益々お客様各社のご発展のため、弊社がご提供できるサービスに磨きをかけていく所存でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



12月6日土曜日に引越し作業をしたいと思っておりますが、ビル側の都合で5日金曜になるかも知れません。引越し作業中は、電話・メール・ファックスが不通となる可能性もあります。できる限りお客様にご迷惑をおかけすることのないよう、移転作業をするつもりであります。万一、5日金曜の引越しとなった場合、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

◆税務情報 新しい減価償却制度におけるリース取引の実務

担当: 横田

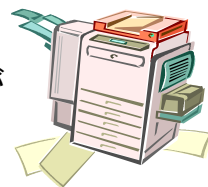
平成19年、20年の税制改正では減価償却制度について大きな改正がありました。リース取引の取り扱いも変わっており、これまで税務上賃貸借で処理されてきたファイナンスリース取引について、平成20年4月1日以後契約分から原則として、売買処理として取り扱うことになりました。売買処理ですから、リース資産を資産計上し、それに係る減価償却費をリース期間定額法によって損金に計上していくという制度に変わっています。但し、次のような例外処理も認められています。

◆例外◆

300万円以下の少額のリース取引については、改正前と変わらず賃貸借での会計処理が可能です。また、中小企業においては賃貸借での会計・税務処理が「中小企業の会計に関する指針」で認められています。ただ、この例外も消費税には適応されず、消費税はリース資産取得時にリース料総額を取得価格として仕入税額を一括して控除することとなります。

【事業の用に供していないリース資産】

保有資産について、事業の用に供していないものの減価償却は通常認められていません。これまでは、リース料さえ払っていれば事業の用に供している・いないに関わらず損金処理が認められていたリース資産についても、保有資産と同じような取り扱いになる為、今後は事業の用に供していなければ損金処理が認められないこととなります。



参考) 国税局ホームページ <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/houji320.htm>

◆業績が悪い会社に共通すること

担当: 杉山

日本電産 永守重信社長の講演記録より
(日本電産: 1973年4人で起業、現在社員数は世界で13万人、年商は1兆円近い精密小型モーターの世界的メーカー)
過去に買収した企業は27社ありすべて再建。大体2年目に、創業以来の最高益になったそうです。

同じお客様、同じ仕入先なのに、なぜ最高の利益が出るのか？

それは社員の意識が変わるからだそうです。

これまで業績が悪かった会社全部に共通していることは以下の2つ。

① 工場(事務所)が汚く、しつけ作法ができていない。整理整頓ができていない。

② 社員がよく休む(出勤率が低い)

これからは意識が高い会社が必ず勝ち残る。

では、やる気を出させるのは誰か？あるいは緊張感を与えるのは誰か？と言えば、経営者だ！と締めくくっておられます。業績が低下、陰りが出てきたら上記の基本的な点を見直すべきかもしれません。



◆税務スケジュール (11月)



11月10日(月)
・10月分 源泉所得税の納付
・10月分 住民税の納付(特別徴収)

12月1日(月)

11月30日が日曜日のため
翌日12月1日となります

・9月決算法人 確定申告
・3月決算法人 中間(予定)申告
・10月分社会保険料
・所得税予定納税 第2期分
・個人事業税 第2期分
・労働保険料 第3期分



年末調整資料は
今月中に徳野会計へ！

担当: 岡村

◆弥生得情報

担当: 川口

毎月発生する取引は、伝票辞書に登録すると、簡単に入力できて便利です。登録後は、入力画面右の伝票辞書ボタンをクリック(又はF8 キー)し、入力したい取引名をクリックするだけで仕訳の入力ができます。登録方法は、次の2パターンです。伝票辞書登録されていない方は、ぜひお試しください。ご不明な点がございましたら、徳野会計までご連絡ください！

【パターン1】 ①「取引」タブに切替え、画面左の「伝票辞書」アイコンをクリック→②新規作成ボタンを押し、取引名・仕訳を入力→③画面右下の「登録」ボタンを押す。
【パターン2】 登録したい振替伝票を表示し、「編集」ボタンから「伝票辞書へ登録」を選択してクリックする。

◆経営者は孤独・・・？

担当: 徳野

10月は、23日・30～31日と東京へ行ってきました。主な目的は、お客様へのご訪問であり、経理合理化セミナーや、医療機関支援勉強会への参加であります。が、今回に限らずですが、東京へ行くたび、東京在住の専門家の先生と食事をご一緒させていただき、硬い話からくだけた話まで、いろいろと伺うことが出来、とてもとても勉強になりました。今回は、税理士の児玉先生と弁護士の内田先生でした。

また、大阪においても、司法書士の山口先生と、山口先生の入居するビルのすぐ横が、西梅田の新ビル「Breeze Breeze」でして、ミーハー気分、最上階にてお食事ご一緒いただきました。児玉先生も内田先生も山口先生もみなさん売れっ子の超多忙な方々。長時間ご一緒いただき、感謝です。

児玉先生も山口先生も、専門家としてお客様へサービスを提供する一方、経営者として私よりずっと先を歩んでおられる感じで、ヒントになる言葉も、救いになる言葉もたくさんお聞かせいただきました。

経営者は孤独だ、とよく耳にしますしお客様を見ていてそう思うこともよくあります。が、ここ数年、自分自身、経営者としていろんな意思決定をしなければならない立場にあることを改めて認識し、また、その意思決定は自分一人での責任をもってしないといけないことを痛感しています。そんな意味でも、いろいろな方々のお話を伺える機会は本当にありがたいものです。これからも大事にしていきたいです。また、お客様のお話をうかがいながら、意思決定の方法をお教えいただいているという面もあります。この仕事のいいところだと思っています。



◆スタッフより

担当: 徳野 久美

若い頃よりお花のお稽古を続けています。

3ヶ月に一度、近鉄電車永和駅の構内にお花を生けに行っています。

作業中、たくさんの方から話し掛けられます。

「いつも、きれいなお花ありがとう」

「このお花はなんと言う名前ですか？」

「子供を連れて大変ね！！ごろうさま。」

などなど・・・

駅の一角の小さなスペースですが、たくさんの方に

みていただいているのだなあ、と嬉しくも有り、

また、ご期待に添えるよう季節感のある

良いお花をもっと上手に生けられるよう

稽古にはげまなくては！と思うひと時です。



私にできる
小さな社会奉仕のひとつです。

◆平成20年 年末調整のポイント

担当: 川口

平成20年の年末調整では、長寿医療保険制度の保険料が社会保険料控除の対象として新たに追加されました。

長寿医療保険制度の保険料は、年金からの天引きによる支払いが原則ですが、年金収入が180万未満などの場合には、市区町村へ申し出を行うことで口座振替による支払いが可能です。例えば、従業員が親の保険料を口座振替で支払うことができ、この場合には、支払った保険料は、従業員の年末調整で社会保険料控除を適用することになります。

上記のような例に該当する方は、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書の「社会保険料控除」欄への記載が必要となりますのでご注意ください。

